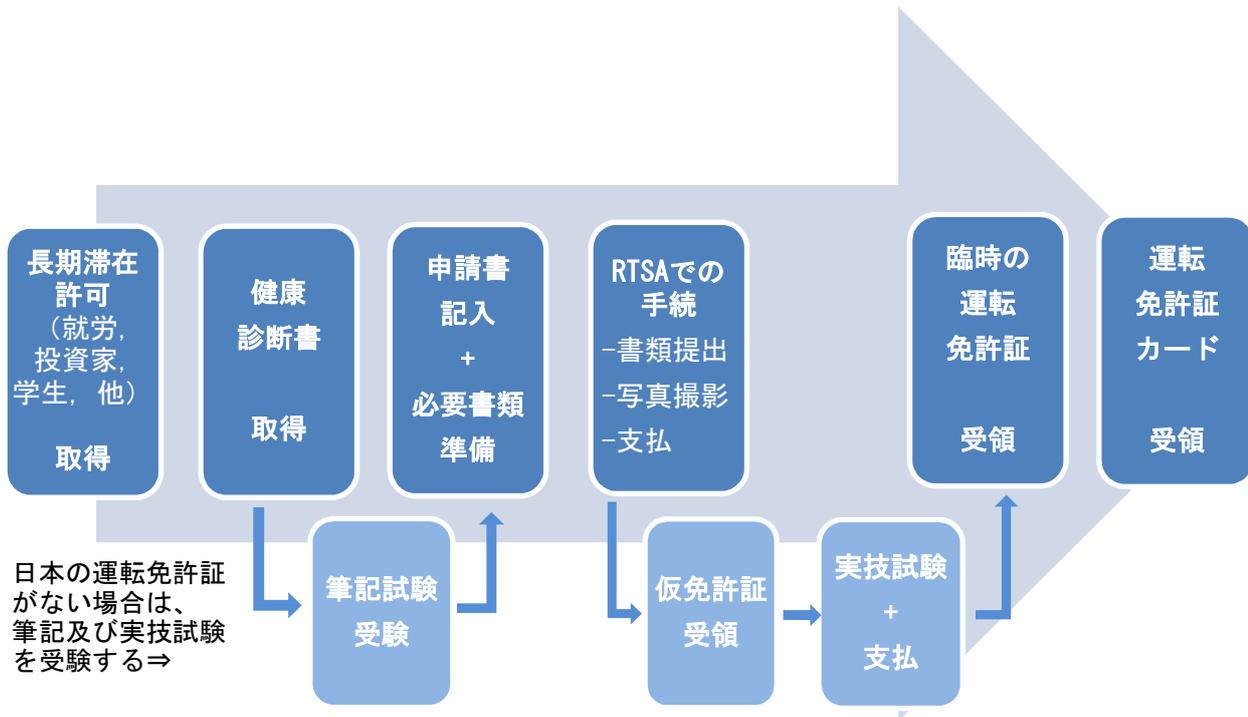


ザンビアにおける運転免許証の取得について

ザンビアで運転するには、ザンビアの運転免許証が必要です。ザンビアは、ジュネーブ条約加盟国ではないため、原則として国際免許証で運転することはできません。また、長期滞在許可(就労、就学、投資家、他)を取得してからでないと、運転免許証の申請ができませんのでご注意ください。¹ 運転免許証の申請には、日本で発行された運転免許証からの切り替え、もしくは、新たにザンビア運転免許証の申請をすることができます。後者の場合は、筆記試験及び実技試験を受けることになります。ザンビアの運転免許証は5年間有効です。運転する時は、常に免許証を携帯してください。

運転免許証の申請手順



手順

1. **長期滞在許可**: 運転免許証申請には、有効な長期滞在許可（就労 Employment Permit、投資家 Investor's Permit、学生 Study Permit、他）を取得していることが必須条件です。
2. **健康診断書**: Road Transport and Safety Agency (RTSA) で健康診断書を入手して、認定された病院/クリニック/医師に健康診断書を記入、署名してもらう。
3. **(日本の運転免許証がない場合)筆記試験**: RTSA リッジウェイ事務所(Ridgeway Office)で筆記試験を受験する。予約不要です。試験内容：交通規則の Highway code Rule 1-10 及び道路標識。(運転教本は、本屋で購入可能です。) 試験に合格したら、運転免許証の申請書を受領します。
4. **(日本の運転免許証がある場合)申請書**: 日本の運転免許証と就労許可を提示し、RTSA から申請書入手の上、必要事項に記入し、署名して下さい。この際、簡易テストもしくは筆記試験の口頭版を受けることを要求される可能性がありますので、その場合には上記3番の試験要領を参考にして下さい。
5. **必要な書類**:
 - i. 申請書
 - ii. 健康診断証明書
 - iii. 日本の運転免許証 (ある方のみ)
 - iv. (iii に該当する方) 日本大使館が発行する、自動車運転免許証抜粋証明

¹ 原則として短期就労許可(Temporary Employment Permit)を取得しているのみの場合は、運転免許証の申請ができません。短期期間の政府案件において就労する場合は、関連機関からの書類をもって運転免許の申請ができる場合があります。

- v. 就労許可（原本を提示の上、コピーを提出）
 - vi. パスポート（原本を提示の上、名前・写真が記載されているページのコピーを提出）
6. **RTSA リッジウェイ事務所での手続き：**
- i. 上記5に記載されている書類をデータ記録課（Data Capturing Section）に提出
 - ii. 写真記録課（Image Capturing Section）にて写真撮影
 - iii. **（日本の免許証が無い方）**カウンターにて申請料を支払い、仮免許を受け取る
 - iv. **（日本の免許証がある方）**カウンターにて申請料を支払う
7. **実技試験（日本の免許証が無い方²）：**試験の予約をして下さい。試験の際には、受験料を支払い、自分の車両を持ち込み、RTSA リッジウェイにて試験を受ける必要があります。テストは15分となります。試験は、試験官と一緒に車に乗った状態で、ドアの施錠、ミラーチェック、シートベルトチェック、運転および車庫入れ技術が試されます。不合格の場合は、試験の7日後以降に再受験が可能です。
8. **臨時の運転免許証：**（全ての書類を提出し、申請料を支払い、必要な試験に合格したら）臨時の運転免許証（一枚紙）をカウンターで受け取ります。この免許証は6週間有効で、免許取得により運転することができます。運転するときには、この免許証を携帯して下さい。
9. **運転免許証：**6週間後、RTSA カムワラ事務所にて運転免許証の受け取りが可能となります。

良くあるご質問

➤ **就労許可証なしで運転免許証を申請できますか？**

A. 基本的には出来ません。しかしながら、政府の短期プロジェクトに参加している場合には、関係機関から書簡を発行することで申請が可能です。

➤ **日本の免許を持っているのに、なぜ筆記試験もしくは実技試験を受験しなければならないのでしょうか？**

A. RTSAは、申請者がザンビアで運転出来ることを確認しなければなりません。試験は通常、簡素版となります。

➤ **免許証の発行に6週間以上掛かる場合はどうすれば良いですか？**

A. 臨時の運転免許証の有効期限が終了する前に、更新して下さい。更新により、運転することが出来ます。

注) 上記の掲載内容は、ザンビア当局の資料を参考に在ザンビア日本国大使館において日本語訳したものです。当地における運転免許証の取得にあたっては、各自の責任において必要な手続を行って下さい。

窓口

*RTSA リッジウェイ（電話：0211-253113；開館時間：平日 8-12 時, 14-16 時）

*RTSA カムワラ（電話：0211-224927；開館時間：平日 8-12 時, 14-16 時）

*在ザンビア日本国大使館 領事窓口（電話：0211-251555；開館時間：平日 8-12 時, 14-16 時）

(2015年10月更新)

² 日本の免許証を持っている場合でも、RTSAから簡易テストの受験を要求される場合があります。その場合には、自分の車を持ち込む必要があります。